

平成26年2月25日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、12都県の24人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。平成26年1月23日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 12都県24人

(東京都3、山梨県1、神奈川県5、茨城県1、埼玉県2、兵庫県2、和歌山県1、奈良県3、滋賀県1、静岡県3、福岡県1、山形県1)

数字は人数

※ 予告は平成26年1月23日までに実施済み